

定期健康診断のご案内

企業は従業員に対して年1回(深夜業務の方は年2回)、定期的に健康診断を受診させることが法令で義務付けられており、従業員の健康管理は企業にとって重要な位置づけとなっております。

また、当所の健康診断では従業員のみでなく、代表者・役員についても同価格で受診いただくことができます。この機会に是非ご利用いただき、健康管理・健康経営にお役立てください。

平成30年 ①7月17日(火) ②8月7日(火) ③9月4日(火)

八尾商工会議所を会場としてご受診いただく健康診断です。

実施場所：八尾商工会議所

受付時間：① 8時30分～15時30分(受診時間は16時までとなります)

②③ 8時30分～11時30分(受診時間は12時までとなります)

申込締切：平成30年 ①7月3日(火) ②7月24日(火) ③8月21日(火)

※但し、定員に達し次第締め切りとさせていただきます。

集合
健診

20名以上のお申込みで、出張健診サービスを行っております。

日程・時刻は調整のうえ、(医)恵生会より連絡いたします。

※健診車の駐車スペースがない場合や道路事情等により巡回健診をご利用いただけない場合がございますのでご了承ください。

※巡回健診については随時受付をしております。受診希望日の約2～3ヶ月前までにお申込みください。

巡回
健診

	(イ) 総合健診 6,580円(税込) / 1名	(ロ) 2,050円(税込) / 1名 ※下記注意事項参照
健診内容	①診察(自覚・他覚症状) ⑥胸部エックス線検査 ②身長・体重・視力 ⑦心電図検査 ③聴力 ⑧血液検査 ④血圧測定 (肝機能・貧血・空腹時血糖・脂質) ⑤尿検査(糖・蛋白) ⑨腹囲測定	左記健診項目から ⑦～⑨を省略
オプション健診	[大腸がん検査(2回法)] 1,620円(税込) / 1名 [特殊健康診断]①有機溶剤 ②じん肺健診 ③鉛健診 他 ※その他オプション検査の料金につきましては裏面をご参照ください	

※注意事項

※35才(昭和58年4月1日生～59年3月31日生)及び40才以上(昭和53年4月1日生～)の方は必ず「(イ)総合」を受診してください。上記以外の年齢の方については、医師が必要でないと思えるときは「(ロ)」の項目で受診することができます(労働安全衛生規則第四十四条三項の規定に基づく厚生労働大臣が定める基準による)。但し、健診当日において医師の判断により健診項目を追加する場合があります。その際には追加料金が発生する場合がございますので予めご了承ください。

- 深夜業等の有害業務に常時従事する労働者に対して、6ヶ月以内ごとに1回、定期的に健康診断を実施する必要があります。

お申込み・お問い合わせ先

八尾商工会議所 業務課(健康診断担当)

〒581-0006 大阪府八尾市清水町1-1-6 TEL072-922-1181 FAX072-922-8828

～ご案内～

八尾商工会議所の健康診断は、個人票作成、実施から健診結果・請求書作成までを(医)恵生会に委託しています。

八尾商工会議所にてお申込み受付後、事務連絡等で(医)恵生会の担当者より連絡をさせていただきますので、ご了承頂きますようお願いいたします。

📄 裏面の申込書に記入のうえ、当所まで郵送またはFAXでご送付ください。